

月報 令和元年9月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

7月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は152人となり、前年同月で19.7%増加した。
- ・月間有効求職者数は599人となり、前年同月比で6.6%減少した。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は223人となり、前年同月比では、一般求人が22.0%減少、パート求人は10.0%減少した。
産業別でみると、建設業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉分野は減少したが、飲食店・宿泊業が増加し、全体として18.0%の減少となった。
- ・月間有効求人数は687人となり、前年同月比で7.7%減少した。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月を0.01ポイント下回る1.15倍であった。
なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.19倍、パートの有効求人倍率が1.07倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>



一般職業紹介状況 令和1年7月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
求 職 関 係	新規求職者数	152	9.4	19.7
	うち男	74	23.3	7.2
	うち女	78	▲ 1.3	36.8
	年齢別			
	～44歳	73	9.0	25.9
	45～54歳	25	▲ 10.7	▲ 21.9
	55歳～	54	22.7	45.9
	月間有効求職者数	599	▲ 1.2	▲ 6.6
	うち男	291	▲ 4.0	▲ 13.4
	うち女	308	1.7	1.3
年齢別				
～44歳	267	▲ 1.1	▲ 5.7	
45～54歳	118	3.5	▲ 14.5	
55歳～	214	▲ 3.6	▲ 2.7	
求 人 関 係	新規求人数	223	▲ 22.6	▲ 18.0
	主要産業別			
	建設業	26	▲ 72.3	▲ 35.0
	製造業	42	31.3	▲ 30.0
	卸売・小売業	20	▲ 45.9	▲ 13.0
	飲食店・宿泊業	30	7.1	20.0
医療・福祉	49	▲ 19.7	▲ 38.0	
月間有効求人数	687	▲ 2.7	▲ 7.7	
就 職 関 係	紹介件数	208	18.9	▲ 5.9
	うち男	111	18.1	▲ 23.4
	うち女	97	19.8	27.6
	就職件数	62	5.1	▲ 11.4
	うち男	25	▲ 26.5	▲ 35.9
	うち女	37	48.0	19.4

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

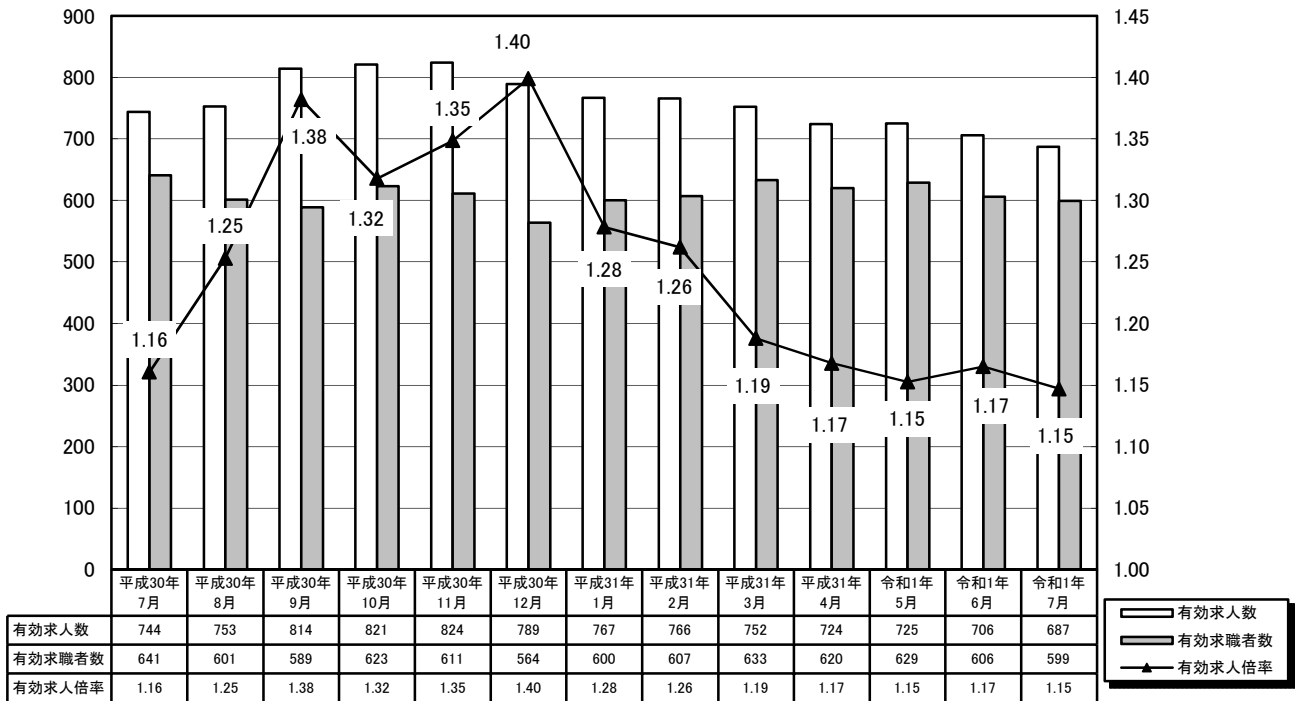
雇用保険取扱状況 令和1年7月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	811	807	823	
	資 格 取 得 者 数	130	121	122	
	資 格 喪 失 者 数	122	102	123	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,368	11,359	11,317	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	50	32	24
		受給者実人員	142	136	117
		支給金額(千円)	19,167	14,831	12,949
	高齢	受給者数	9	7	10
		支給金額(千円)	1,771	1,630	2,176
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手 当	支 給 人 員	18	20	18
		支 給 金 額 (千 円)	5,979	7,931	6,701

労働市場の動き（令和1年7月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



2020年4月から特定の法人について電子申請が義務化されます

特定の法人の対象

- ・資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社(保険業法)
- ・投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律)
- ・特定目的会社(資産の流動化に関する法律)

義務化になる申請手続き(雇用保険分)

- ・被保険者資格取得届
- ・被保険者資格喪失届
- ・被保険者転勤届
- ・高年齢雇用継続給付支給申請
- ・育児休業給付支給申請

雇用保険被保険者の手続きに係る分については、ご不明な点がございましたら、電子申請センターまたはハローワークまで問い合わせください。

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **824**円

令和元年10月1日から！
（9月30日までは時間額798円）

最低賃金の計算には、(1) 精皆勤手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 賞与等、(5) 時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 022-299-8841

仙台 労働基準監督署 Tel 022-299-9075

石巻 労働基準監督署 Tel 0225-22-3365

古川 労働基準監督署 Tel 0229-22-2112

大河原 労働基準監督署 Tel 0224-53-2154

瀬峰 労働基準監督署 Tel 0228-38-3131



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

宮城労働局

支払われる賃金^{*}と適用される最低賃金との比較方法

※ 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金の計算方法

- (1) 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- (3) 月給制の場合
月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合
例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額824円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給143,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

$$\frac{\text{月給 } 143,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}}{8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日}} \div 825 \text{ 円} \geq 824 \text{ 円}$$

この場合は最低賃金額以上となっています。